

規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十二号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中

銀行 信用金庫 協 農	支店	普通・当座 No.	
		口座名義 (カタカナ)	年月日
	年月日	年月日	

「を」

銀行 信用金庫 協 農	支店	普通・当座 No.	
		口座名義 (カタカナ)	個人番号
生 (歳)	年月日	生 年月日	生 年月日

中

に改める。

様式第一号（二）中

生 年月日	生 年月日 (歳)	生 年月
-------	------------	------

月 日	個人番号	に改める。
月 (日生 歳)		

附則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。